

# 『国富論』の編別構成についての覚え書

和田重司

## 1

マルクスは1資本、2土地所有、3賃労働、4市民社会の国家形態での総括、5生産の国際的関係、6世界市場という政治経済学のプランを残しているが、このプランには前半に階級の、後半に民族の、そして全体をとおして資本主義世界=体制の問題がもられていて、まさしく現代史的な観点からみて、また資本主義社会=体制の経済的運動法則の解明を究極の目的とする政治経済学の観点からみて、それははなはだ示唆に富む構成になっている。だから『資本論』の具体化が論議されているわけだが、そのばあい(1)政治経済学において経済と国家や政策の関係がどのようにとりあつかわれうるか、(2)諸階級だけでなく諸民族の関係を包括するこの全領域がひとつつの理論的(論理的)体系として構成されうるか、というふたつの問題は議論の多い難題としていまだに未解決のものとみてよい。

そこでひるがえってこのプランの学説史上の想源をさぐると、しばしば指摘されているように、その主なものはヘーゲルの『法の哲学』とスミスの『国富論』である。こうした学説史的系譜からは政治経済学の全領域を確定したとされる『国富論』の編別構成を再検討するひとつの経済学史的問題視角があたえられる。本稿はこうした関心から『国富論』において上記ふたつの難題がどのように解決されているかをみようとするひとつの試論である。ヘーゲルはもとよりスミスも、マルクスの手で批判的に焼き直されているが、この小論ではこの焼き直しを論ずる余裕はない。その前段階の準備作業としてブルジョア的経験論の制約のもとでさえ、上記ふたつの難題がどう処理されていたかをみようとするのである。

## 2

(1)第1編。広く知られているように『国富論』は生産的労働の分業(その分割と結合)の分析から始まる。スミスによれば分業は国富増進の第1の原因であり分業による生産力は剩余価値発生の基盤である。社会的分業の当事者のあいだの労働の交換(結合)は商品交換によって実現されるから商品の価値・価格が問題にされ、資本と土地が私有されるようになると価格は3大所得に分解されあるいは3大所得によって構成されるとされる。だか

らこの自然価格範疇に表現される階級関係も1方では対立的、他方では並列的である。こうした混乱は分業把握についてもみられる。分業は1方では当事者の労働能力をフルに発達させ、分業の発達は階級対立にもかかわらず富裕を最下層の人々にまでゆきわたせる(『国富論の草稿』大道安次郎訳91頁)。他方では分業は当事者の作業能力をかたわにし、分業の発達は貧富の格差を拡大させる(『国富論』第5編第1章)。基礎範疇把握のこうした混乱は国富論の各所で再現するスミス経験論の限界である。

(2)第2編。ところでスミスによれば分業は市場の大きさによって制限され(第1編第3章)、分業の急速な発達は資本が誰かの手に蓄積されたあとでひきおこされる(第2編序論)。だから市場と資本蓄積は第1編の理論の論理的的前提であり経済的条件である。だが第1編ではこれらはたんに与えられたものとして前提されているにすぎない。そこでこの前提条件をあらためてとりあげそれがどのように形成されるかを論証し、前編の理論を論理的に根拠づけているのが第2編である(内田義彦『経済学の誕生』137—8頁)。だからここでスミスは(A)ひとまず論理を後退させそれによって前編の理論を根拠づけると同時に、(B)前編の分業理論をいっそう具体化し論理を上昇させていくのである。この方法はスミス経験論においてさえ摘出ししうるところの「ふつうの論理」なのであって(見田右介「宇野弘蔵氏のいわゆる原理論と段階論について」『経済学年報』25号168頁。同氏の他の労作とともにこれは、本稿の主題に関し多大の示唆を与える)、(A)論理の後退=(B)前進という手法はこの後第5編にいたるまで1貫して繰り返される。

分業による生産力の向上の結果たる剩余価値は、節約されて生産的労働を雇用し工場内分業を発展させる。1.だから分業一般の理論は資本に包摂された分業の理論としていっそう具体的に展開される。2. 資本蓄積は社会的総労働のうち生産的労働の割合を高め、これが国富増進の第2の原因とされる。ここでは社会的総分業構造が生産的労働と不生産的労働の分割割合として全体的にとらえられている。だが後者の有用性は未分析のまま前提され、前者とのあいだの結合(分業の他の反面)の分析も

第5編まで保留される。3. 反面生産的労働の分業構造はいっそう具体的に分析される。主として利潤率均等化法則にしたがって資本が各部門に配分されそれに応じて生産的労働が配置される。資本の生産的労働雇用力の序列に対応して農、工、国内商業、外国貿易のあいだに自然的分業構造が確立され、それによって1国の生産力だけでなく国内市場も最大になる。なぜなら資本に雇用されひとつの職業に専業する労働者は、他の一切の商品に対して市場を形成するからである。ここでは社会的分業は産業構造という形でいっそう具体的におさえられ、同時にそれが市場の大きさを規定するとされる。ここでは、第1編の理論で前提されていた資本と市場というふたつの経済的条件の形成が論証されると同時に、分業理論そのものもいっそう具体化されている。だが外国貿易は第2編独自の視角から消極的に位置づけられ、その存在が視野のうちに納められながらもただたんに前提され、そのものの分析は第4編まで保留される。

(3) 第3編。スミスによれば国富増大の原因は以上に述べたふたつだけである(大内、松川訳『諸国民の富』第2分冊361頁、第3分冊484頁)。だから国富の直接の原因の究明は第1・2編で完了している。だがこの基礎理論は国富増進の原因究明というスミス自身の意図にとってさえ、不完全、不十分なのである。なぜなら、第1・2編で繰り返し言明されているように、そこで自由競争という経済的条件とその成立を媒介する近代的市民政府(=政治)が完全に与えられたものと前提され、これなしには資本の蓄積や分業の発達も不可能だとされながら、その形成は未論証のまま残されているからである。だから以上の基礎理論はそのよって立つ前提が未論証のままだから、理論的に大きな空洞を残す不完全な理論なのである。この空洞をひとつひとつ埋め合せてゆくのが第3編以後の後半の体系である。

そこで第2編から第3編への論述の進行もさきにみたのと同じ手法でなされる。スミスは(A)ひとまず論理を後退させて基礎理論の前提(国内産業の自由競争)の歴史的形成を論証し、それを論理的に根拠づけ(B)同時に分業と資本蓄積の進展として描かれた歴史の一般的理論をいっそう具体的な歴史理論に仕上げる。

(A) ここではじめて論理をあともどりさせ分業と資本蓄積の政治制度的条件をとりあげたわけは、近代的法制の形成はそれ自体によっては説明できないからである。まず歴史的にみれば、すくなくとも先進国イギリスでは封建的暴政をおしのけて、したがってきわめて除々に成長した分業と資本蓄積が政治制度を変革させたとするの

が、スミスの経験論的歴史観である。また論理的にみて、財産の自由と安全が保障されていれば分業も資本蓄積も急速に発展するという第1・2編の命題には、分業と資本蓄積が市民的政治を必要としている(その逆ではない)ことが、すでに含意されている。だから第3編ではじめてこの前提の成立過程を問題にすることができる。これは『資本論』第1巻で資本がどのように労働力という前提条件を必要としているかが解明されたあと、はじめて論理を後退させ国家の原蓄政策が説明されうるのと同じである(もとより着眼点に決定的相異があるのはいうまでもない)。

(B) 第1・2編の分業と資本蓄積の進展は歴史をつかむばあいの基礎である。だから第3編第1章でスミスは第1・2編の理論をそのまま歴史理論にたてなおすことができた。しかしそれはおしなべて完全な自由競争を前提しているから、論理的に当然、各国の不均等発展を説明することはできない。ところが現実の歴史はこの不均等発展を含むから、それは抽象的な歴史理論だったのである。しかし第3編でスミスは、各国における封建的大土地所有(経済)にもとづく領主的暴政や共同体規制(政治)の強固さのちがいとの関連で、経済と政治との相互作用の分析をとおして、諸国民の富の不均等発展(第3編の表題)の原因を解明し、歴史理論をいっそう具体的に展開している。これによってスミスは、歐州諸列強に対する英國生産力の優越の原因をもつきとめているのである。(以上拙稿「国富論における基礎理論と歴史分析」『大阪経大論集』第51号参照。)

(4) 第4編。国内の政治の制度を問題にした前編に対しここでは、対外的な政策や制度によって媒介される対外貿易の面での自由競争の歴史的必然性が分析される。両編の論じる部面は(国内的と対外的)ちがうが課題は同じである。スミスも両編を一括して、両編に共通の課題を与えていた(第2編末尾)。だから第4編へ論述を前進させる論法も同じである。

(A) ここでスミスは1面では、国際的自由競争(基礎理論の前提)の歴史的必然性を論証することにより、基礎理論自体を論理的に根拠づける。たとえば重商主義的植民地政策は植民地工業を犠牲にし諸列強の利益を排除して母国産業の保護育成をめざすものだったが、そのためこの政策は1面では諸列強の、他面では植民地の、英國に対する政治的軍事的反抗(植民地争奪戦争と植民地独立戦争)を招いた。この政治的対立の経済的根拠は、英仏資本の経済競争および自然的分業の高度化から生じた米植民地工業の発展にある。逆にこの政治的抗争の本

国経済に与えた反作用は本国国内分業構造の歪曲と軍事費増徴であって、これらはともに国内資本の蓄積を阻害するようになった。このように国際関係のもとでの経済→政治・政治→経済という経済と政治との相互作用をとおして、国内資本蓄積にとって植民地の放棄と欧州市場の回復=自由貿易政策が必要になったのだが、第3編での分析成果(英國生産力の国際的優越)に立脚すれば、歴史的にも論理的にもこの政策転換は可能でもあったのである。

(B)以上の論理的手続きによって、スミスは同時に基礎理論をいわば2重の意味で(i. 純経済理論的に、ii. 政治経済理論的に)具体化し展開している。

i)たんに経済的な国際関係それ自体は、スミスによればきわめて有益である。貿易は国内過剰商品の販売とその利潤の実現を可能にし、安い原料の輸入は国内工業の原料コストを節約させ、いずれも国内工業の資本蓄積を拡大させることによって農産物の国内市場の拡大と農業の発展をうながす。第2編での貿易部門の分析とここでの分析を対比してみると、第4編では第2編での論証事項に立脚し、第2編での前提事項が分析されている。ここでは貿易は積極的に評価されなおされているが、それも工業と農業での資本蓄積を拡大させるかぎりにおいてである。両編のあいだには論理の矛盾がないばかりか理論の具体化がみられる。第2編の分業構造論、資本蓄積論は、純経済理論的観点からみても、ここでは国際分業の国内経済への反作用を加味することによって、いっそう現実的につかみなおされている。こうしてスミスは、外国貿易は国内分業を完成させるといえたのである(第3分冊41頁)。

ii)スミスは、みずから明言しているように(第3分冊49頁)重商主義的諸政策がそれぞれどのように有害であるか有益であるかを析別しようとし、その結果原料輸入奨励政策や原料・技術輸出制限政策など重商主義的政策のいくつかを肯定している。これはスミス自由貿易論がたんなる放任主義でなく、スミスがイギリス国際競争力の維持を目指すナショナリストであったことを示している。そもそもスミスの国際分業観には混乱した2面がある。国際分業はすべての国に有益で国際平和をもたらすとされる反面、それが国際競争(経済戦)であって他国製造業の生産性向上は自国にとって脅威であり、司法権の及ばない国際関係ではばあいによっては戦争もまた合法的であるとされる(『グラスゴウ大学講義』第5部)。この混乱はさきにみた分業一般についての基礎的把握の混乱の再現であり、また価値・価格論、したがって階級把

握の混乱とも不可分に関連している。いずれにしろ国際分業の対立的側面についての現実的認識から、上記のような意味での自由貿易を保障するものとして、国防の安あがりな便法=航海条例が激賛され軍需産業の保護育成政策が是認される。国防は資本蓄積を促進しないが、資本の国際的安全を保障することによって1国の資本蓄積そのものを可能にすることころの、資本蓄積の対外的政治的前提条件である。だからスミスにとっては国防は富裕よりも大事である。このように第4編では、1国の富の再生産の機構は純経済的機構としてでなく、それが必要とする対外政策や国防の備えをもつところの政治経済的機構として、いっそう総体的現実的にとらえられている。この点でも第4編の分析は基礎理論を、政治経済理論としていっそう具体化し展開したものとみるべきであろう。(拙稿「国富論における重商主義政策分析と基礎理論」『大阪経大論集』第56号参照。)

(5)第5編。スミスによればこうして成立するのが自然的自由の体制であり、この体制のもとでは国家は3つの職分をもつ。第4編でその歴史的必然性が証明された国際的自由競争は資本の対外的安全保障によってのみ可能である。この保障=国防が第1。第3編でその歴史的現実性が論証された国内の自由競争は国内での財産の安全保障=司法を必要とする。これが国家の第2の義務である。分業と資本蓄積が国内的国際的に拡大されてくると個別資本の商業ベースにはのらないが社会全体にとっては有益な(総資本の利潤を高める)若干の公共事業が必要になる。これが国家の第3の仕事である。国家がこれらの職責を果すためには一定の施設や不生産的労働の維持、したがって財政支出が必要になる。これが第5編第1章で論じられる。ここでは、(A)これまでの各編でたんに前提されていた事実をあらためてとりあげ(B)同時に社会的分業と資本蓄積の理論がいっそう具体的に展開される。第2編で社会的総分業構造が生産的労働と有用だが不生産的労働との分割割合としてとらえられ、後者の有用性はたんに前提されたが、ここでこれがとりあげられ生産的労働と不生産的労働の結合=分業関係が解明される。たとえば、かりに個別資本家がその財産をまったく自力で防衛しなければならないなら、多額の経費と多数の守衛が必要であろう。国家がこの仕事を肩がわりすれば、個別資本家は租税(社会費用)を支払わねばならぬとしても、これによって個別経費を大幅に節約しうるだろうし、節約された経費は資本として投下され生産的労働の雇用が拡大される。こうして司法官僚、軍人は不生産的だが、1国の資本蓄積にとって有用であり間接

に蓄積に寄与する。こうして財政支出分析は国家の諸機能をもその1契機として含むところの資本蓄積の社会的総機構を分析したものであり、社会的分業構造の全体的分析を完成させているのである。

この財政支出の経常的財源としての租税を論じその転嫁のプロセスを分析したのが第5編第2章である。これは第1編の自然価格論に立脚しこれをよりいっそう複雑で現実的な税込み価格として分析しなおしている。複雑なというのは政策的要因が入り込むからであり、現実的なというのは現実の商品価格はすべて税込みだからである。だから租税転嫁論は自然価格論の具体化あるいは展開にはかならないのであり、租税は結局3大所得から払われるのだから租税はもともと自然価格概念のうちに前提され含まれていたのである。(拙稿「国富論第5編における国家財政把握について」『一橋論叢』第49巻第5号参照。)

### 3

スミスは歴史をなによりも生産の歴史として描き、政治の機構や政策の変遷がこれによって規定されるものと考えた。しかし生産の歴史が分業や資本蓄積のたんに量的な発展でしかないから、政治の機構や政策の方よりもより不自由なものからより自由なものへの量的变化として描かれ、したがって市民社会の立場から封建制度が、自由主義段階へのヴィジョンから重商主義が、より不自由(不自然)なものとして批判されることになり、体制や段階が歴史的に区別され、歴史的相対的に評価されることがないのである。こうした自然法的歴史観からある程度当然のこととして、自然的自由の前提に立つ第1・2編の理論を基準にして、第3編は封建制批判、第4編は重商主義批判であるとする『国富論』の編別構成についての見解がひきだされてくるのである。しかしこうしたきわめて不十分な歴史分析の手法によって、事実上、つかみだされているのが、本稿で浮き彫りにした近代政治の機構や自由貿易政策の歴史的必然性なのである。本稿はこの点に着目して冒頭で述べた関心からみて事実上浮びあがってくる編別構成の論理をつかみだそうとした1試論である。

生産の歴史が政治の機構の変遷を規定するというスミ

スの歴史観は、『国富論』の基礎にあの第1・2編を据えたことによく表わされている。しかしスミスは近代的生産の歴史的形成を純粹な経済史としては解きえなかつたし、また市民社会の生産の総体的構造をたんなる経済的機構として解明しようともしなかつた。国富の再生産が自律的に行なわれているかのように描かれた第1・2編の理論は、自由競争を前提しているが、この前提条件の成立は、国内的には市民政府の成立によって媒介され司法によって保障されるし(第3→5編)，国際的には諸国民の政治的対立に媒介されて歴史的必然となり国防によって保障される(第4→5編)。この条件がみたされなければ国富の再生産が危殆にひんするが、それをみたすためには国家財政を必要とする。このようにスミスは再生産の総機構を政治経済的機構として、またその運動を経済発展を基礎とする経済と政治の相互作用として把えているのである。ここに政治経済学の古典における政治的なものの取り扱い方があるとみていいだろう。

既述のように第1・2編は基礎的だがきわめて不完全な理論であり、スミス経験論においてさえ国家や国際関係のもとでの再生産の総機構分析への論理の上昇が可能かつ必要なものとなっている。それが可能であるのはたんなる前提という形で後半の諸契機がすでに基礎理論に含まれているからであり、それが必要であるのはこうした諸前提を未論証のまま残すなら基礎理論のもつ論理的空洞が埋められないからである。こうしてスミスは各編ごとに、前段の前提をひとつづつとりあげ前段の理論の空洞を埋める形で理論そのものを具体化し、諸階級だけでなく、国家も、諸国民との関係をもうちに含む市民社会の再生産の総体的機構を1つの理論(論理)体系にまとめあげているのである。こうした論理的操作はマルクスのみにみられるのでなく、複雑な機構を秩序だてて分析し論述するばあいに必要な「ふつうの論理」(前述)であって、こうしたことが『国富論』の編別構成においてさえみられることは、国家や国際関係を捨象したばあいにのみ論理的体系をもつ原理論が構想可能であるとする見解を正当化しないのみか、むしろそうしたものを含む総体的な体系が論理的に可能かつ必要であることを示しているものと思う。